



# 行政視察報告書

＊期 日

令和6年10月29日(火)～10月31日(木)

＊調査地

- ・愛知県瀬戸市

子どもの権利条例について

- ・岐阜県岐阜市

岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”  
について

茨城県古河市議会  
文教厚生常任委員会

＊関係資料については、議会事務局に保管してあります。

令和6年12月24日 報告

|      |     |    |
|------|-----|----|
| 委員長  | 鈴木  | 務  |
| 副委員長 | 印出  | 慎也 |
| 委員   | 佐々木 | 英徳 |
| 委員   | 関口  | 和男 |
| 委員   | 古川  | 一美 |
| 委員   | 佐藤  | 泉  |
| 委員   | 落合  | 康之 |

## 【瀬戸市の概要】

瀬戸市は濃尾平野の東、尾張丘陵の一角にあって、中部経済圏の中心地である名古屋市の北東約 20km に位置している。

周囲を標高 100～300m の小高い山々に囲まれ気候も温暖。しかも丘陵地帯には瀬戸層群と呼ばれる新第三紀鮮新世の地層があり、やきものの原料となる良質の陶土やガラスの原料となる珪砂を豊富に含んでいる。そのため、古くから窯業が盛んである。「瀬戸焼」の生産地として知られ、現在も多数の窯元や工房が軒を並べている。

交通面では、名古屋都心部とつながる名鉄瀬戸線が東西に走り、南北に延びる愛知環状鉄道が市街地を交差。また、国道 155 号線、363 号線などの幹線道路をはじめ、東部には東海環状自動車道が走っており、交通面も充実している。

人口 126,626 人 面積 111.40 km<sup>2</sup> （令和 6 年 9 月 1 日現在）

## 調査事項

### 子どもの権利条例について

1. 子どもの権利条例が制定された経緯について
2. 条例の概要・特色について
3. 具体的な取り組みについて
  - ・子どもの権利の理解促進
  - ・子どもにやさしいまちづくり 等
4. 取り組みの実績・効果について
5. 今後の展開及び課題等について

## 【調査事項】 子どもの権利条例について

### 1. 子どもの権利条例が制定された経緯について

瀬戸市は、第6次瀬戸市総合計画の3つの都市像の一つとして、「安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち」を掲げている。子どもの最善の利益の実現のため、さまざまな関係機関、市民、地域、NPO・団体、企業などとの連携・協働によって進めることを前提とした、オール瀬戸の計画である「瀬戸市子ども総合計画」（令和2年度～令和6年度）を策定した。そのうちの4大重点事業の一つとして、子どもの権利条例の作成が盛り込まれていることが背景にある。

#### 瀬戸市子ども総合計画 4大重点事業

- 子どもの今・未来応援基金** …子どもを応援したいと考える市民・会社などから寄附してもらい、子どもの今と未来を応援するために、そのお金を使う。
- 子どもの権利条例** ……………子どもには「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」などがあることを明らかにし、みんなで守れるよう条例を作る。
- 子ども・若者センター** ……………瀬戸の子ども・若者が困ったとき、「ここに来れば何とかなる」という場所を作る。
- 子ども・若者会議** ……………子ども・若者が主役となって自分達で、子どもの権利や瀬戸のまちづくりなどについて意見を言い、活動を進めていく場を作る。

### 2. 条例の概要・特色について

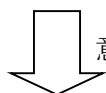
**概要** 子どもの権利並びに市、保護者、学校等関係者及び地域住民等の責務を明らかにし、子どもの権利を保障するための支援、権利侵害からの救済及び回復のための施策の基本となる事項を定めた、全21条からなる子供の権利を保障することを目的とした条例。

**特色** 子どもの権利条例制定に向けて、本格的な子ども・若者会議を3回実施した。条例の対象となる子ども・若者たち自身の考えや気持ちなどについて意見交換し、策定中の条例案に反映させていった。

## ■子どもの権利条例制定までのプロセス ～子ども・若者会議～

### 【第1回会議】（令和3年12月）

「子どもの権利」についての講義（日本福祉大学 野尻紀恵教授）を踏まえ、子どもの権利についてグループディスカッションを行った。



意見の集約・反映

**瀬戸市条例案**（目指す姿：子どもの権利が守られている理想の世界の様子）

1. じぶんらしく生きている
2. すべての人が子どもの権利について知っている
3. いじめや虐待、暴力がなくなっている

### 【第2回会議】（令和4年3月）

前回の会議で反映した条例案の内容について、グループワーク。目指す理想の姿に近づくために、地域の大人や市役所、自分ができることについて意見を交換した。

### 【第3回会議】（令和4年5月）

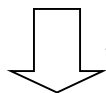
子どもの権利条例をみんなに知ってもらうためには、どうしたらいいか。今後の子ども・若者会議でどんなことをやりたいかを話し合った。

また、市の法務担当が修正した新しい条例案は、少し硬い表現になってしまったが、これまでの子どもたちから出された多くの意見は、きちんと取り入れていることを丁寧に説明し、納得してもらった。

⇒子どもたちは、学校でホームルームや児童会の時間に、子どもの権利条例案について話す行動計画を立てた。

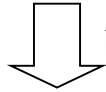
・子どもの権利条例案について友だちの前で話し、多くの感想や意見をもらってることができた。

◎市に対する子どもからの直接的な意見ということで、貴重な財産として大事に扱っている。



子どもたちの意見を集約

市は、子どもの権利条例の要綱を作り、パブリックコメントを実施した。  
その際、子ども用のわかりやすい要綱案も作成した。



議会での説明、議決を経て全会一致で可決

## 瀬戸市子どもの権利条例 令和4年10月1日施行

### 大切な4つの権利

#### ①第3条 安全に安心して生きる権利

子どもは、安全に安心して生きるための権利が守られなければならない。

#### ②第4条 自分らしく生きる権利

子どもは、自分らしく生きるための権利が守られなければならない。

#### ③第5条 主体的に参加する権利

子どもは、自分に関わることに主体的に参加するための権利が守られなければならない。

#### ④第6条 のびのびと豊かに育つ権利

子どもは、のびのびと豊かに育つための権利が守られなければならない。

### 3. 具体的な取り組みについて

#### 子どもの権利の理解促進のための取り組み

##### 【子ども編】①子どもたち自身による学校での意見聴取

⇒自分たちで「子どもの権利」について説明し、条例案要綱について意見を聞いてきた。

##### ②子どもたちとともに子どもの権利条例のパンフレットを作成

⇒子ども・若者会議で周知用パンフレットについて話し合った。  
子どもの今・未来応援基金に協力している印刷会社のデザイナーも参加し、直接意見を聞きながら、作成した。

##### ③子どもたちがイベントで、周知グッズを配布

⇒子どもたちからの要望で、せとものまつりでPRブースを作り、会場で周知用のティッシュ配りや、アンケートを実施し、大人と子どもが協働して、PR活動を行った。

##### 【大人編】①校長会にて子どもの権利についての研修の実施

⇒学校現場に子どもの権利を周知するため、\*子どもの権利擁護委員により研修を開催。

\*弁護士や大学の教授・研究員等

##### ②市職員向けに子どもの権利についての研修の実施

⇒子どもの権利に関心のある職員だけでなく、子どもと接することの多い保育士も対象として研修を実施。

### ③イベントにて子どもたちの活動の周知

⇒市政施行の記念行事において、子どもの権利を周知するための展示を行った。

## 4. 取り組みの実績・効果について

一つ一つの取り組みに、即効性があり、効果がすぐにでるものではない。しかし、手をとめることなく、子どもの権利を周知することが大切である。権利の周知に加え、国のこども政策にもあるように「こどもまんなか」に考えて、「子どもの意見をきき」、施策を進めていく必要がある。

## 5. 今後の展開及び課題等について

周知活動にあわせて、現在権利侵害にあっている子どもたちをどのように救済していくのが課題。こども施策部門だけでなく、市全体の施策に「こどもまんなか」社会である認識を持たせることも大きな課題である。子どもの意見を取り入れ、「こどもまんなか」の視点を持ってもらえるよう取り組まなければならない。

～こどもにやさしいまち瀬戸市へ～

「それぞれの夢・それぞれの自立に向かって、健やかに育つ子ども」  
の姿を目指して

子どもたちとつくり、育てる瀬戸市子どもの権利条例

## 【愛知県瀬戸市での視察研修】

研修



瀬戸市役所



# 岐阜市

## 【岐阜市の概要】

岐阜市は、日本のほぼ真ん中に位置する岐阜県の県庁所在地であり、人口約40万人の中核市である。

名古屋駅から電車で約20分とアクセス良好で、東京や大阪にもアクセスしやすいまちである。「斎藤道三」や「織田信長」が治めた「岐阜城」の城下町としても有名。戦後、繊維問屋街として大きく発展した。金華山、岐阜城、長良川など風光明媚な観光資源が豊富で、中でも1,300年以上の歴史を誇る長良川の鵜飼は、夏の風物詩として大勢の観光客に楽しまれており、まちと自然がバランスよく共存する都市である。

岐阜市で生産される伝統工芸品には、国から指定された『伝統的工芸品』である「岐阜提灯」や「岐阜和傘」のほか、「岐阜渋うちわ」などがある。

また、農産物としては、いちご、枝豆、柿、大根などが生産されており、岐阜市近郊で採れる特産農産物「ぎふベジ」としてPRしている。

人口 399,235人 (令和6年9月1日現在)

面積 203.60 km<sup>2</sup>

## 調査事項

### 岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”について

1. ワンストップ型の相談窓口の設置に至った経緯について
2. 事業の概要・特色について
3. 施設の利用状況等について
  - ・0歳から20歳前の子ども・若者とその家族へのかかわり方
  - ・継続的な支援やアフターサポートについて
  - ・職員や関係機関の支援体制 等
4. 事業の実績・効果について
5. 今後の展開及び課題等について



## 【調査事項】

### 岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”について

#### 1. ワンストップ型の相談窓口の設置に至った経緯について

子どもを取り巻く環境が大きく、急激なスピードで変化しており、多様化・複雑化する子どもの課題に対し、各機関が別々で対応していくのは困難な状況になってきたことが背景にある。行政の縦割り支援では、つなぎ目の部分である接続が上手くいかず、支援が途切れてしまう問題があった。

これらを解決するため、平成 21 年、岐阜市議会において、当時の教育長が、これまでの枠を超えて連携し、総合的に対応・支援していこうという方向性を打ち出した。

平成 22 年、当時の市長から「岐阜の教育、子育てを総合的に支える施設の構想化に着手すること」が示され、平成 26 年 4 月、教育と福祉の垣根を越え、総合的・継続的な支援を実現するための新たな組織として「岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”」が開設された。

※学校統廃合により使用されなくなった、旧岐阜市立明德小学校の校舎を、2 年間で、およそ 4 億 1,500 万円をかけて整備。102 名の職員を配置。

#### 2. 事業の概要・特色について

##### エールぎふ

子ども・若者や保護者、教職員が抱える悩みや不安など、相談者の抱える課題を整理し、その特性、発達段階、生活環境その他の状況に応じて、環境を整えることで、自律的問題解決を支援する相談機関

##### 概要

- ・ 0 歳から 20 歳前までの子ども・若者、その家族に関するあらゆる悩みや不安の相談
- ・ 発達段階に応じた継続的な支援。

⇒ワンストップで受けとめて、大きく 5 つの係で相談者に寄り添った相談・対応をしている。

●エールぎふ 5つの係

| 係名         | 相談内容                          | 対象年代      |
|------------|-------------------------------|-----------|
| 乳幼児相談・支援係  | ことばや心身の発達の遅れ、友だちと遊ぶことが苦手など    | 0歳～5歳     |
| 家庭児童相談係    | 虐待や子の養育の不安など                  | 0歳～18歳    |
| 発達支援係      | 集団への不適應、多発する友だち関係のトラブル、学力不振など | 小学生～20歳未満 |
| 教育支援係      | 学校への行き渋り、不登校など                | 小学生～高校生   |
| 才能伸長・自立支援係 | いじめなどの問題行動、高校生の不登校、ひきこもりなど    | 小学生～20歳未満 |

◎5つの係以外にも…

- ・外部機関とのコーディネーター役であるソーシャルワーカー（3名）
- ・ヤングケアラー・コーディネーター（1名）

を配置し、適切な支援を探るべく多くの関係機関との連携体制を整えている。

## 特色

◆直接支援の場を設けている。（エールぎふ内だけでなく、市内の場所でも）

### ①教室の運営

**親子教室**…発達に心配のある子どもとその保護者を対象に遊びを通して、人と触れ合うことの楽しさやコミュニケーションの広がり育てるための教室。

**幼児支援教室**…ことばの発達が心配な幼児などを対象に、本人の興味・関心のある「あそび」を通して、ことばやコミュニケーションの力を豊かにしていくことを目的とした教室。

**自立支援教室**…自立性や社会性、学力などを身に付けるための相談・支援。  
 (1) 不登校児童生徒および保護者に対する相談・支援  
 (2) 状況改善に向けた支援

**②保護者の会の運営**…似たような悩みや困り感をもつ保護者が集まり、気軽に話をする場。見方や考え方等に何らかのヒントを見つけ、互いに学び合い、支え合えるような場となることを目的としている。

**③ペアレントトレーニングの実施**…親子関係をよくするための保護者への支援（幼児期／学齢期）

◆ 専門アドバイザーの配置

⇒小児科による診察、児童精神科医による相談・助言、臨床心理士によるカウンセリングを“エールぎふ”内で実施している。

◆ こどもサポート総合センターの設置

⇒児童虐待対応にかかる体制強化のため、令和4年4月、“エールぎふ”内に、岐阜県警、児童相談所と市の虐待担当係、教育委員会が同一フロアに同居し、共同で初期対応を行う。

令和4年2月「児童虐待事案等に係る連携に関する協定締結」

相談や通報があった際は、4者により緊急で合同受理会議を開催し、情報の即時共有を図り、迅速かつ的確な対応を行う。また、それぞれの機関が同時にリスク評価を行うことができ、重篤なケースを見逃すことを防止する。

### 3. 施設の利用状況等について

- ・0歳から20歳前の子ども・若者とその家族へのかかわり方

⇒成長の過程で生ずるさまざまな課題に対し、各係が、子ども・保護者の気持ちに寄り添いながら、課題解決に向け、関係機関等と連携し、必要な支援を行っている。

- ・継続的な支援やアフターサポートについて

⇒家庭児童相談係・才能伸長自立支援係

地域資源の利用調整等を行うとともに、必要に応じて、継続的に学校や家庭を訪問して、支援状況の把握を行っている。

⇒乳幼児支援係

幼児支援教室を利用する5歳児については、各教室の担当職員が、進学先の小学校を訪問し、子どもの特徴・学校での対応などの引継ぎを実施。

⇒発達支援係

発達検査実施後、書面によるアフターフォローを行っている。

- ・職員や関係機関の支援体制

⇒エールぎふと連携している機関・団体は、開設から11年の間で年々増加している。係が得意とする受け入れ先が多く、広まっている状況で、開設前と比較すると、支援が充実していることが明らかである。

### 4. 事業の実績・効果について

令和5年度の“エールぎふ”延べ相談・対応件数は、23,398件。前年度（令和4年度）と比較すると、623件増加している。開設当初（平成26年度）は、11,890件であったため、10年間で約2倍の対応件数となっている。

対応件数の増加は、“エールぎふ”の認知度のアップも含めて大きな成果といえる。

## 5. 今後の展開及び課題等について

### 今後の展開

令和4年の児童福祉法改正に伴い、市町村に実施の努力義務が課された「児童育成支援拠点事業」を新たに実施すること。

### 課題

#### 【施設面】

- ・ エールぎふ所長（教員籍・自治法派遣）がおおむね2年で異動となる実態があり、長期的な組織運営（係体制・人員配置・事業改編等）が定めにくい。
- ・ 正職員はおおむね5年以内に異動となるため、培った能力やノウハウが人事異動によりリセットされ、組織運営上、マイナスとなっている。
- ・ 児童虐待相談件数の増加に見合う職員の配置がなされていない。

#### 【子どもや保護者を取り巻く現状】

- ・ 子どもの健全育成を阻んでいる「無理解」  
⇒複雑な問題を抱えた子どもたちの話に耳を傾け、理解を深めている。  
“エールぎふ”では、『早期の理解』に取り組み、追及している。
- ・ 身近な周りに子育てを学ぶ機会がなく、孤独な子育てに悩む保護者  
⇒子育て仲間を増やせる場などを設け、親を支えていく。

#### ～困ったら、まず“エールぎふ”へ～

- ・ 子どもの支援に必要なあらゆる情報（保護者、学校、民生委員、NPO団体から）が集まっており、数多くの連携先がある。
- ・ 相談を受けるだけでなく、継続的な支援の場がある。

### 【岐阜県岐阜市の視察研修】

研修



岐阜市子ども・若者総合支援センター  
エールぎふ 入口前にて



## 【視察後記】

昨年、すべての子どもや若者が、健やかに成長し、将来にわたって幸せに生活することのできる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども政策を総合的に推進することを目的に子ども基本法が施行された。また、幅広い子ども政策の基本的な方針を定めた「こども大綱」を策定するなど、社会全体で子どもや若者・子育て当事者の権利や意見を尊重し、さまざまな政策を総合的かつ強力に実施していくことが求められている。

そのような中、当委員会では、瀬戸市において、「瀬戸市子ども総合計画」の取り組みの一環として制定された「子どもの権利条例」について、岐阜市において、教育・福祉・健康の垣根を越えて、相談・支援を行っている「子ども・若者相談支援センター“エールぎふ”」についてをテーマに研修を行った。

瀬戸市は、瀬戸焼や近年では藤井聡太八冠が有名だが、瀬戸市といえば「こどもにやさしいまち」といわれるようにと、第6次総合計画に目指すべき都市像の一つとして「安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち」を掲げ、令和2年度に「瀬戸市子ども総合計画」を策定、子どもの最善の利益を基本理念とし4つの重点事業に取り組んでいる。その一つの子どもの権利条例は、子ども・若者が主体である「子ども・若者会議」を開催し、権利やまちづくりなどについて学び、意見交換を行い、子どもたちの意見を最優先に作り上げた条例である。会議後の振り返りや次回までの課題シートを活用し、子どもたちが自ら考え、行動に移せるようにとのアプローチは大変参考となった。

次に、岐阜市は、当時の市長から「岐阜の教育、子育てを総合的に支えていく」との教育支援構想が打ち出され、わずか4年で学校統廃合により使用されなくなった小学校校舎を整備し、“エールぎふ”の開設に至った。0歳児から20歳前までのあらゆる悩みや不安に対して、途切れることなく継続的な支援が受けられ、また、建物1階から4階を発達段階や支援の特徴など機能別にフロア分けをし、さまざまな配慮がなされていた。

開設から10年が経過し相談件数が2倍になる中、複雑化する問題に対して継続的な支援を行いながら、子どもサポート総合センターを新たに設置するなど、体制・機能強化を図っており、センター開設当初の構想が着実に引き継がれ、大変すばらしいと感じた。

瀬戸市の条例の制定・岐阜市の施設の開設は、ともに当時の市長や担当者の熱い思いがきっかけに、さまざまな垣根を越えて、「こどもファースト」で取り組んだ結果であった。両市から学んだことは、古河市が今後こども政策に取り組むうえで大いに参考となり、たいへん有意義な視察であった。また、本市の子ども・若者が健やかに成長し、子育て当事者を含め幸せな生活が送れるよう、積極的に取り組んで参りたい。